

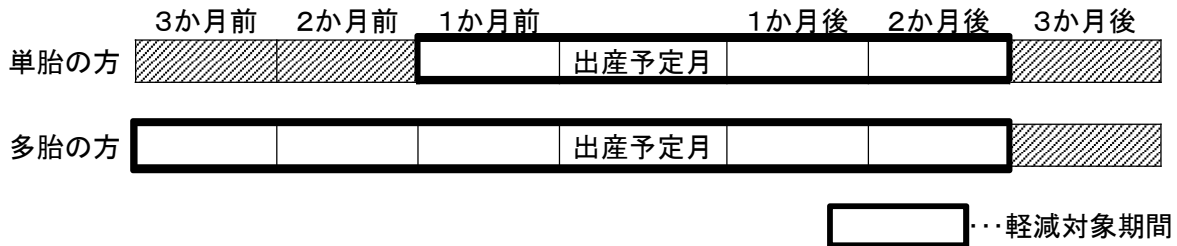
産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産を予定している(又は出産した)国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

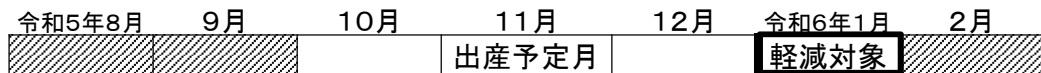
国民健康保険税の軽減対象期間

- 出産を予定している(又は出産した)被保険者分の国民健康保険税の所得割額と均等割額について、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。
※ 多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

例) 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。



- 保険税が減額された結果、払いすぎた保険税がある場合は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書(裏面)
 - ② 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ③ 出産の予定日や多胎妊娠の事実を明らかにする書類(母子健康手帳など)
- ※ 出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類の提出が必要な場合があります。

届出先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市 市民生活部 国保年金課 賦課担当 電話 018-888-5632